のは「終了の日の翌日から四十五日以内」と、「又は同項の特別の事情の内容」とあるのは「若しくは同項の特別の事情の内容又は第一節第十一款第一目の規定その他通算法人に適用される規定による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由」と、第四項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「内国法人」とあるのは「通算法人又は他の通算法人」と、第五項中「内国法人」とあるのは「通算法人又は他の通算法人」と、第八項中「二月以内に同項」とあるのは「十五日以内に次条第一項」とあるのは「に同項」とあるのは「に次条第一項」と、「一月」とあるのは「二月」と、第九項中「内国法人」とあるのは「通算法人又は他の通算法人」と、前項中「内国法人が」とあるのは「通算法人が」と、「決算」とあるのは「、当該通算法人若しくは他の通算法人の決算」と、「ため」とあるのは「ため、又は第一節第十一款第一目の規定その他通算法人に適用される規定による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないため」とする。

二　通算親法人に対して第一項の提出期限の延長又は同項各号の指定の処分があつた場合には他の通算法人の全てにつき当該提出期限の延長又は指定がされたものとみなし、内国法人が同項の規定の適用を受けている通算親法人との間に通算完全支配関係を有することとなつた場合には当該内国法人につき同項の提出期限の延長（当該通算親法人が同項各号の指定を受けた法人である場合には、当該指定を含む。）がされたものとみなし、通算親法人に対して第五項の規定により第一項の提出期限の延長の取消し、同項各号の指定の取消し又は同項各号の指定に係る月数の変更の処分があつた場合には他の通算法人の全てにつきこれらの取消し又は変更がされたものとみなす。

三　通算子法人は、第三項の申請書及び第七項の届出書を提出することができない。

四　通算親法人が第七項の届出書を提出した場合には、他の通算法人の全てが当該届出書を提出したものとみなす。

五　内国法人が第六十四条の九第一項（通算承認）の規定による承認（以下この号及び次号において「通算承認」という。）を受けた場合には、当該通算承認の効力が生じた日以後に終了する事業年度については、当該通算承認の効力が生ずる前に受けていた第一項の提出期限の延長の処分は、その効力を失うものとする。

六　内国法人について、第六十四条の十第四項から第六項まで（通算制度の取りやめ等）の規定により通算承認が効力を失つた場合には、その効力を失つた日以後に終了する事業年度については、当該通算承認が効力を失う前に受けていた第一項の提出期限の延長の処分は、その効力を失うものとする。

第二編第一章第三節第二款の二中第七十五条の四を第七十五条の五とする。

第七十五条の三第二項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「相互会社」の下に「（前号に掲げる法人を除く。）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　通算法人（前号に掲げる法人を除く。）

第七十五条の三第六項を削り、同条を第七十五条の四とする。

第二編第一章第三節第二款に次の一条を加える。

（通算法人の災害等による確定申告書の提出期限の延長）

第七十五条の三　国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）の規定により通算法人の第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書の提出期限が延長された場合には、政令で定めるところにより、他の通算法人についても、同法第十一条の規定により同項の規定による申告書の提出期限が延長されたものとみなす。

第八十条第一項中「係る事業年度（以下この条」を「係る事業年度（以下この項及び第三項」に改め、「（欠損事業年度が次の各号に掲げる事業年度に該当する場合には、当該各号に定める事業年度を除く。）」を削り、「第六十九条」を「第六十九条第一項から第三項まで若しくは第十七項」に、「、当該金額」を「当該金額」に改め、「加算した金額」の下に「とし、第六十九条第十八項の規定により加算された金額がある場合には当該金額を控除した金額」を加え、同項各号を削り、同条第四項中「解散を除く」の下に「ものとし、当該内国法人が通算子法人である場合には破産手続開始の決定による解散に限る」を、「譲渡」の下に「（当該内国法人が通算法人である場合における事業の全部の譲渡を除く。）」を加え、「（当該事実が当該内国法人の連結事業年度において生じた場合を除く。）」を削り、「第五十七条第一項」の下に「（欠損金の繰越し）」を加え、「、第五項又は第九項」を「又は第五項」に改め、同条第五項中「に係る同項各号」を「（当該内国法人が通算子法人である場合には、同条第五項第一号に規定する期間）に係る同条第一項各号」に、「この項及び第八項」を「この条」に、「当該期間をいう。以下この項」を「当該期間をいう。以下この条」に、「）が」を「第八項及び第十三項において同じ。）が」に改め、同条第八項を同条第十一項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項中「前二項」を「第四項及び第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項の次に次の三項を加える。

6　第六十四条の八（通算法人の合併等があつた場合の欠損金の損金算入）の規定の適用がある欠損金額については、第一項（前二項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

7　通算法人の第一項に規定する欠損事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この項において「欠損事業年度」という。）に係る第一項（第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、当該通算法人の第一項（第四項において準用する場合を含む。）に規定する欠損事業年度の欠損金額は、第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額に第三号に掲げる金額が同号及び第四号に掲げる金額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額との合計額（この条の規定により他の還付所得事業年度の所得に対する法人税の額につき還付を受ける金額の計算の基礎とするものを除く。）とする。

一　当該通算法人の欠損事業年度において生じた欠損金額のうち第六十四条の六（損益通算の対象となる欠損金額の特例）の規定によりないものとされる金額（以下この条において「通算対象外欠損金額」という。）から当該欠損事業年度において生じた欠損金額のうち第五項において準用する第一項の規定により還付を受ける金額の計算の基礎とするものに達するまでの金額を控除した金額

二　当該通算法人の欠損事業年度及び当該欠損事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人（同日の属する当該通算法人の事業年度の第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限までに当該申告書を提出したものに限る。第四号において同じ。）の同日に終了する事業年度において生じた欠損金額が通算対象外欠損金額と当該欠損金額のうち第五項において準用する第一項の規定により還付を受ける金額の計算の基礎とするもののとのうちいずれか多い金額を超える場合のその超える部分の金額の合計額

三　当該通算法人の欠損事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度（第六十四条の九第一項（通算承認）の規定による承認の効力が生じた日前に終了した事業年度を除く。以下この号及び次号において同じ。）の所得の金額（既に当該各事業年度の所得に対する法人税の額につきこの条の規定の適用があつたときは、当該所得の金額に相当する金額からその適用に係る欠損金額を控除した金額）の合計額から第一号に掲げる金額を控除した金額

四　当該通算法人の欠損事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の前一年内所得合計額（同日に終了する事業年度（以下この号において「他の事業年度」という。）開始の日前一年以内に開始した各事業年度の所得の金額（既に当該各事業年度の所得に対する法人税の額につきこの条の規定の適用があつたときは、当該所得の金額に相当する金額からその適用に係る欠損金額を控除した金額）の合計額から当該他の事業年度において生じた通算対象外欠損金額（第五項において準用する第一項の規定により当該各事業年度の所得に対する法人税の額につき還付を受ける金額の計算の基礎とするものを除く。）を控除した金額をいう。）を合計した金額